

# 審 査 基 準

令和7年7月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第6項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条第1項及び第7項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の2の2第1項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の2の2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日（申請の当日中） 警察署（熊本市所在の警察署、御船警察署、大津警察署を除く。）及び八代警察署 氷川幹部交番 28日 第101条の2の2第1項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請） 免許情報記録の有効期間の更新 1日（申請の当日中） 免許証の有効期間の更新 28日（送付に係る期間8日を含む。）
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署（熊本市所在の警察署、御船警察署、大津警察署を除く。）及び八代警察署 氷川幹部交番 第101条の2の2第1項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請） 県外所定の窓口（優良運転者及び一般運転者に限る。）
問 合 せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：